

令和6年度 福祉バスの利用受付に係る募集要項

1 申請対象

(1) 次の基準をすべて満たす団体

ア 相模原市内に所在し、市内に居住する障害のある方の福祉の向上を目的として設立された団体等であること

イ 障害福祉施設や病院など、事業者ではないこと

ウ 利用人数が20名以上であり、その内、障害児者の利用者が1/3以上であること

エ 利用者のうち、2/3以上が本市に在住であること

(2) その他、市長が認める団体

2 御利用いただけるバス

利用人数に応じて、次のバスを御利用いただけます。なお、日程等によって、受託業者がバスを確保できない場合があります。

(1) 大型バス（定員：約49名）

(2) 車椅子対応バス（定員：約41名）※定員は車椅子を御利用の人数によって変わります。

(3) トイレ付バス（定員：約40名）

3 利用日・利用日数・台数等

(1) 令和6年6月30日（日）（予定）から令和7年3月31日（月）までに利用する行程で、日帰りまたは1泊2日で、1回まで御利用いただけます。また、各団体につき1台までの御利用となります。ただし、利用人数等により2台以上が必要である場合は、事前に御相談いただいた上で、原則として、利用者全員が着席できる最も少ない台数にて配車します（補助席は座席数に含めません）。

※委託事業者を決定するための入札の執行状況によっては、配車可能期間の開始日が遅れる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 添乗員が必要な場合は、原則1団体につき1名までです。また、バスガイドが必要な場合は、バス1台につき1名までです。なお「添乗員」は、旅行会社が手配し、旅程全般での支援を行います。また「バスガイド」は、バス会社が手配し、バス車内での支援を行います。

(3) バスの行程は、次の点に留意した上で設定してください。

ア バスの運行範囲（出庫から入庫までの距離）が500km以内であること。

イ 運転士の1日の運転時間は9時間以内とし、午前6時から午後8時までであること。

4 利用料金

福祉バスの利用料は無料です。ただし、有料道路通行料、自動車航送運賃（フェリー等の船舶に福祉バスを載せる場合）、駐車料等や宿泊に伴う運転士及び添乗員等の宿泊料は、利用団体の負担です。

福祉バスの利用決定後に、利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消をする場合は、

キャンセル料金を御負担いただく場合があります。

5 利用調査について

(1) 必要な書類

利用調査の際に提出が必要な書類は次のとおりです。なお、ア～ウは本市の指定様式、エ～キは団体による任意様式です。

ア 福祉バス利用調査票（別紙1）

イ 福祉団体確認書（別紙2）

ウ くじ番号票（別紙3）（多くの団体から御回答いただき、予算の上限を超えた場合、抽選に使用します）

エ 団体の規約（名称、目的、会員になれる者、活動場所がわかるもの）

オ 役員の名簿

カ 構成員の名簿（障害児者に該当する構成員がわかるもの）

キ 令和6年度の年間の活動スケジュール及び令和5年度の活動実績がわかるもの

※ 令和6年度に設立された団体の場合は、令和6年度の年間の活動スケジュールのみ御提出ください。

(2) 提出期限及び提出方法

令和6年4月16日（火）までに、「5（1）必要な書類」をすべて揃え、高齢・障害者福祉課宛にメール又は郵送のいずれかの方法にて御提出ください。

※窓口の受付時間は、平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までです。

(3) 提出後の流れ

福祉バスの利用対象であることが確認できた団体には、福祉バス利用申請書等、利用に必要な書類を発送します。福祉バス利用申請書は、福祉バス利用希望日の2ヶ月前までに、高齢・障害者福祉課の窓口へ直接お持ちいただくか、メール、郵送のいずれかの方法にて御提出ください。

(4) その他

多くの団体から御回答いただき、予算の上限を超えた場合は、くじ番号票（別紙3）により抽選を行い、利用可能団体を決定します。

6 留意事項

(1) 福祉バス利用申請書等、利用時に必要な書類を御提出いただきましたら、委託業者にバス確保の状況を確認した上で提供の可否を決定し、提供決定通知書を団体へ発送します。なお、提供決定通知後に、利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消をする場合は、福祉バス利用事項変更（取消）申請書を高齢・障害者福祉課へ速やかに提出してください。また、キャンセル料金を御負担いただく場合があります。

(2) 提供決定通知後、団体等の都合で福祉バスの利用を取りやめたことによりキャンセル料金が発生した場合は、団体等の負担となります。

(3) 御提出いただいた資料は返却しません。控えが必要な場合は、コピー等を取った上で御提

出ください。

7 申請・お問い合わせ

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 担当：原、内山

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 本庁舎本館 4階

電話 042-707-7055（直通）

Email : k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp